

# 平成17年度街づくり年次報告書



2006年4月  
大和市

## はじめに

この報告書は、大和市みんなの街づくり条例第23条（年次報告）の規定に基づいて、協働の街づくりの推進状況を明らかにするため作成しました。

内容は、平成17年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況です。「景観」への取り組みに関する内容を詳しく掲載しています。また、今後の街づくり活動への参加を促すために、18年度の事業予定なども掲載しています。

なお、本書のほか、報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめ、市内の公共施設などに配布することで広く情報提供が行えるようにしました。

### **参考**...条例第23条（年次報告）

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

本編及び概要版は、ホームページにて掲載しております。

# 目次

---

1. 地区計画、建築協定等の活用		
1 - 1. 地区計画、建築協定等の活用	(第7条)	2
1 - 1 - 1. 地区計画		
1 - 1 - 2. 建築協定		
2. 街づくり組織・計画・協定等		
2 - 1. 地域街づくり協議会	(第8条)	3
2 - 1 - 1. 地域街づくり協議会		
2 - 1 - 2. 地域街づくり協議会を目指す組織		
2 - 2. 地区街づくり推進団体	(第10条)	5
2 - 2 - 1. 地区街づくり推進団体		
2 - 3. その他の街づくり組織	(第20条)	7
2 - 3 - 1. 大和駅周辺の再開発事業関連		
2 - 3 - 2. 土地区画整理事業関連		
3. 開発事業の協議等		
3 - 1. 開発事業の協議等	(第13条)	9
3 - 1 - 1. 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議		
3 - 1 - 2. 「大和市街づくり指導要綱」条例化の検討		
4. 街づくりへの支援		
4 - 1. 地域街づくり協議会への助成	(第16条)	11
4 - 2. 地区街づくり推進団体への助成	(第17条)	11
4 - 3. 情報の提供等	(第18条)	11
4 - 3 - 1. 街づくりフォーラムやまと		
4 - 3 - 2. 街づくり学校		
4 - 3 - 3. その他		
4 - 4. 街づくり専門家の派遣等	(第19条)	15
4 - 5. 市街地開発事業への支援	(第20条)	15
4 - 6. 表彰	(第22条)	16
4 - 6 - 1. 街づくり賞		
5. その他		
5 - 1. 街づくり推進会議		17

資料1：地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

資料2：街づくり組織等位置図

資料3：大和市みんなの街づくり条例

---

各ページの「HP」欄には、大和市都市整備課ホームページ「やまと街づくりサロン」（アドレスは裏表紙記載）をトップページとしたリンク先を記載しています。

景観づくりへのヒントを紹介するために「景観づくり豆知識」というコーナーを設けました。

# 1. 地区計画、建築協定等の活用

## 1 - 1. 地区計画、建築協定等の活用(第7条)

### 1 - 1 - 1. 地区計画(平成17年度都市計画決定件数：1件)

地区計画...良好な生活環境を整備・保全するために、地区単位で建築物の用途や建築形態、公園や道路などの公共施設等の配置を定める制度。大和市の例として、「千本桜地区地区計画(2-2.参照)」、「南林間駅西地区地区計画」など。

#### 大和駅東側第4地区地区計画

告示	平成18年2月27日
内容	建築物の用途、壁面位置、形態意匠など
背景	市街地再開発事業により、市街地にふさわしい街並みの形成を図るため

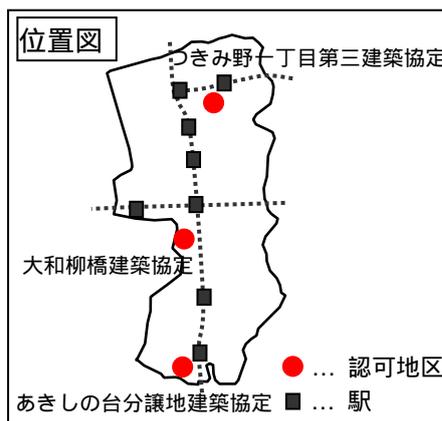


### 1 - 1 - 2. 建築協定(平成17年度認可件数：3件)

建築協定...建築基準法で定められた基準に上乘せする方法で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が設けることのできる制度。

#### 大和柳橋建築協定

公告	平成18年3月14日(更新)
内容	建築物の敷地、位置、形態及び用途など
期間	10年
背景	分譲宅地開発のため



#### あきしの台分譲地建築協定

公告	平成17年10月19日(更新)
内容	建築物の敷地、位置、形態及び用途など
期間	10年
背景	分譲宅地開発のため

#### つきみ野一丁目第三建築協定

公告	平成17年11月17日(更新)
内容	建築物の敷地、位置、形態及び用途など
期間	10年
背景	地元発意による住環境保全のため

## 2. 街づくり組織・計画・協定等

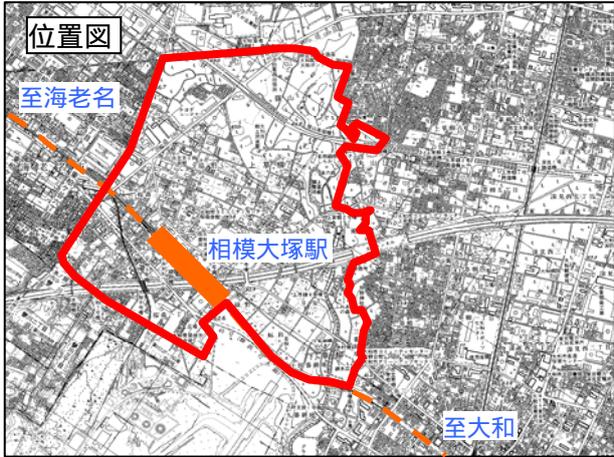
### 2 - 1 . 地域街づくり協議会 (第 8 条)

地域街づくり協議会...地域の街づくりに関する連絡調整や地域の街づくりを総合的に推進する組織。

#### 2 - 1 - 1 . 地域街づくり協議会 ( 1 団体 )



#### 相模大塚まちづくり協議会

<p>エリア</p>	<p>相模大塚駅周辺 4 自治会区域(相模大塚北, 上草柳西, 桜森, 扇野)</p>  <p>[ 約 130ha ]</p>
<p>代表者</p>	<p>会長 前田邦壽</p>
<p>構成員</p>	<p>委員 6 6 名(周辺 4 自治会及び関係団体、企業より選出)</p>
<p>設 立</p>	<p>平成 4 年 7 月</p>
<p>認 定</p>	<p>平成 1 2 年 6 月 2 8 日</p>
<p>活動内容</p>	<p>地域活性化への取組み          名木・名庭ウォッチング&lt;春の部&gt;の実施(4月)          地域内のシンボリックな樹木や趣のある庭などを探索。集めた事例から約 20 点を選定して表彰。</p>  <p>定例会(役員中心に活動の検討)(月 1 回)          必要に応じて専門家からアドバイスもらった          総会(事業報告・決算報告/事業計画・収支予算の承認)          活動 P R (広報紙の発行 2 回、『ふれあい広場』等への参加、街づくりフォーラムへのパネル展示)          草柳第 2 緑地整備事業の意見交換会への参加          相模大塚駅周辺バリアフリー化について相模鉄道(株)と意見交換          街づくりの方向性を示す「地域街づくり計画」の策定</p>
<p>市の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に対する助言等</li> <li>・協議会への助成(4 - 1 . 参照)</li> </ul>

今後の 予定	地域活性化への取組み（啓発イベントの継続） 「地域街づくり計画」の認定にむけた合意形成 関係団体や不在地権者などを対象にした周知・PR等
H P	[市民街づくり組織] - [相模大塚まちづくり協議会]

## 2 - 1 - 2 . 地域街づくり協議会を目指す組織(1団体)

### つきみ野まちづくり委員会

エリア	つきみ野自治会区域（つきみ野1丁目～8丁目）  [約114ha]
代表者	会長 伊藤 浩司
構成員	委員約20名
設立	平成14年7月7日（平成16年3月より現在の名称に変更）
活動内容	<p>街路樹・歩道プロジェクト つきみ野駅前通りの名前付け  <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">名前の公募 ワークショップによる絞り込み（中高生なども参加） 最終アンケートの結果より「鶴舞通り」に決定</span></p> <p>交通安全プロジェクト アンケートの実施 交通安全ウォッチング 市へ提案するための署名活動</p> <p>協働事業「道路環境美化ボランティアの里親制度（アダプト・プログラム）」 （つきみ野野球場東側歩道） 植栽柵への花植え 定例清掃（月1回） 街づくりに関する活動 ルールづくりに向けた検討（つきみ野建築協約等の分析）</p>
市の支援	・活動に対する助言等
今後の 予定	平成17年度の実施活動の継続



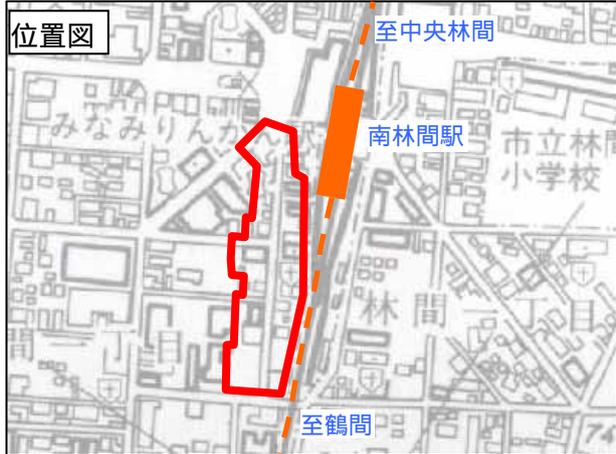
【つきみ野駅前通り】

## 2 - 2 . 地区街づくり推進団体(第10条)

地区街づくり推進団体...地区の街づくりを推進するため街づくり活動(ルールづくり等)を行う組織。

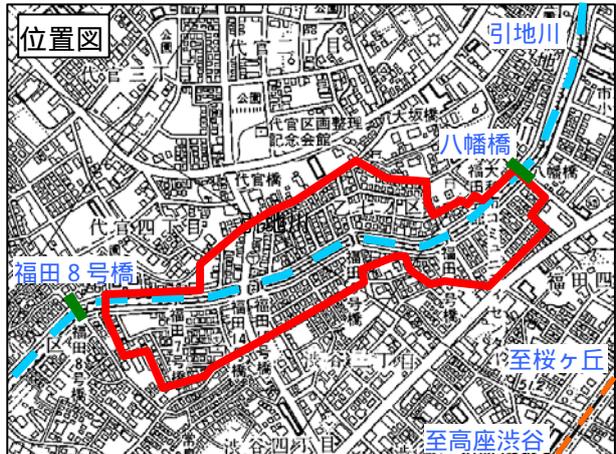
### 2 - 2 - 1 . 地区街づくり推進団体(2団体)

#### 南林間南一条通り商店街街づくり委員会 (「南林間南一条通り商店街街づくり協定」H11.7.14 認定)

エリア	南一条通りに面している区域(南林間1丁目1番地先~同7番地先) 
代表者	委員長 宮東 悠
構成員	委員 49名
設立	昭和63年9月
登録	平成11年6月18日
活動内容	街づくり協定の管理運営
市の支援	・窓口にて街づくり協定の説明・協力依頼
H P	[市民街づくり組織] - [南林間南一条通り商店街街づくり委員会]

[約0.9ha]

#### 千本桜街づくり委員会(「千本桜地区地区計画」H13.7.16 告示)

エリア	千本桜自治会区域(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内) 
代表者	会長 藤丸 武
構成員	委員 22名

[約10.5ha]

設 立	平成 1 1 年 4 月
登 録	平成 1 1 年 6 月 1 4 日
活動内容	<p>「千本桜地区申し合わせ事項」  (地区計画を補完する住民間の約束ごと)の管理運営  新住民への周知・P R  地域活性化への取組み  定例会(活動内容の検討等)(月 1 回)  活動の P R (広報紙の発行等)  公園リフォームについて市との調整  街並み探索(10月、3月)</p>  <p>【街並み探索(10月)】</p>
市の支援	・活動に対する助言等
今後の予定	地区計画、申し合わせ事項の P R と検証 子ども神輿や防犯パトロールへ協力 街並み探索(年 2 回)
H P	[市民街づくり組織] - [千本桜街づくり委員会]



### 景観づくり豆知識

まちを見るには？(「街づくり学校」専修コース第1回・講義より)  
まちを見る際に、まちの第一印象を絵に描いてみてはいかがでしょうか？「描く」ことが「風景をよく見る」ことにつながっていくはずです。また、スケッチ中に地元住民から話しかけられ、よい情報を得ることがあるかもしれません。



## 2 - 3 . その他の街づくり組織(市街地開発事業)(第20条)

### 2 - 3 - 1 . 大和駅周辺の再開発事業関連(2団体)

市街地再開発事業...市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新のために行う事業。

#### 大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合

エリア	大和南一丁目8、9、10番地内 [約1.2ha]
代表者	理事長 田代 益廣
構成員	18名
設立	平成11年7月8日
活動内容	<p>事業計画案の精度向上と権利者の合意形成          総会(通常総会1回と臨時総会1回)          運営等に関する事項の決定のための理事会(12回)、三役会(9回)          再開発のしくみの勉強や事業計画案の検討を行う全体会(5回)          活動のPR(会報の発行4回)          再開発実例都市の視察(新杉田駅前地区第一種市街地再開発事業)          住宅保留床取得に関する覚書を住宅デベロッパーと締結          商業テナントへのヒアリング          市に都市計画の手続きに関する要望書を提出          (平成18年2月 都市計画決定告示(1-1-1.参照))</p>
市の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に対する助言や施設計画案の調整等</li> <li>・活動費の助成(4-5.参照)</li> <li>・国、県への補助金予算要望手続き</li> </ul>
今後の予定	本組合設立に向け、引き続き事業計画案の精度向上と権利者の合意形成推進

#### 大和駅東側再開発等促進協議会

エリア	大和駅東側プロムナードを中心とした範囲 [約7ha]
代表者	会長 臼井 信之
構成員	38名
設立	平成2年5月22日
活動内容	<p>街づくりに関する協定の管理          東側各街区との調整          総会(1回)          まちづくり協定エリア内の建築計画に対する協議を行う管理委員会(1回)          役員会(東側各街区の状況報告や調整等)(1回)</p>
市の支援	・区域内の建築活動に対して、再開発への協力や東側まちづくり協定の遵守をお願いする。
今後の予定	平成17年度の実施活動の継続

## 2 - 3 - 2 . 土地区画整理事業関連 ( 1 団体 )

土地区画整理事業...道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地利用の増進を図る事業。

### 大和市下鶴間高木土地区画整理組合

<p>施行区域</p>	<p>大和市下鶴間字甲一号 1 7 6 番地他</p>  <p>[ 約 4.9ha ]</p>
<p>代表者</p>	<p>理事長 井上 進</p>
<p>権利者</p>	<p>3 4 名</p>
<p>設立認可</p>	<p>平成 1 6 年 6 月 1 1 日 ( 組合設立認可公告 )</p>
<p>事業概要</p>	<p>目的          緑豊かな自然環境を活かした良好な市街地形成          整備方針          「緑と都市が共生するうるおいのあるまち」          旧河川を 1 箇所に集約し、緑地の保全に配慮          事業スケジュール          平成 17 年度 仮換地指定・造成工事・下水道整備等          平成 18 年度 造成工事・下水道整備・道路築造工事等          平成 19 年度 換地計画認可・換地処分・組合解散</p>  <p>【下鶴間高木】</p>
<p>活動内容</p>	<p>仮換地指定 ( 権利者へ指定通知発送済み )          地区計画の合意形成          造成工事・下水道整備等          事業計画の変更 ( 道路の形態、減歩率 )</p>
<p>市の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合事業に対する技術的な指導、助言</li> <li>・区画整理助成規則に基づく、公共施設整備等に要する費用の助成</li> </ul>
<p>今後の予定</p>	<p>地区計画等の都市計画決定          造成工事・下水道整備・道路築造工事等</p>
<p>H P</p>	<p>[ 区画整理 ]</p>

### 3. 開発事業の協議等

#### 3-1. 開発事業の協議等(第13条)

##### 3-1-1. 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議

大和市街づくり指導要綱...良好な生活環境を確保することを目的として、宅地開発事業及び中高層建築物を建設する事業の適正な施行を指導するための要綱。

##### 「大和市街づくり指導要綱」の事前協議件数

年度		平成 17 年度	平成 16 年度	平成 15 年度	平成 14 年度
事前協議合計		85	96	95	96
(内訳)	開発行為	26	35	46	39
	建築行為	40	53	32	40
	ワルム	19	8	17	17

##### 要綱に基づく協議事項

- ・お知らせ看板の設置
- ・近隣住民への説明
- ・最低敷地面積の確保
- ・駐車・駐輪場の確保
- ・緑地等の確保
- ・ごみ停留所の設置
- ・電波障害の防止
- ・下水の排水施設 など

##### 3-1-2. 「大和市街づくり指導要綱」条例化の検討

背景：地方分権の流れに伴い、客観性の確保や公平性、透明性の向上から条例化が求められる

目的：良好な住環境を保全するために、開発事業に関する手続きと技術基準を定める

##### 検討組織「街づくり指導要綱条例化検討会」

指導要綱条例化にむけて、指導要綱の問題点を整理し、市長へ提言。

##### 構成委員（任期：平成16年8月10日～平成18年3月31日）

相原 聡	(関係団体)	関水 孝	(事業者)
大原 茂	(公募市民)	高尾 智美	(公募市民)
加藤 仁美	(都市計画:会長)	三澤 金一郎	(自治会)
窪田 亜矢	(都市計画)	邑上 守正	(都市計画:会長職務代理)
柴田 憲一	(法律)		(50音順 敬称略)

## 会議内容

	とき	主な内容
第6回	4月14日	・基本方針の懸案事項 ・条例素案の検討1
第7回	5月9日	・条例素案の検討2
第8回	6月6日	・開発事業の手續1
第9回	7月7日	・開発事業の手續2
第10回	9月27日	・開発事業の技術基準1
第11回	10月20日	・開発事業の技術基準2
第12回	2月14日	・提言書のまとめ
-	2月27日	・条例化検討会より市長へ提言書を提出

なお、平成16年度中には会議が5回行われ、基本方針が作成されました。



### 景観づくり豆知識

建物の色彩について（「街づくり学校」基礎コース第2回・講義より）

色は区別が分かるよう、一般的にマンセル値という数値化したもので表現されます。マンセル値は、色相・明度・彩度の3つで表示されます。

色相・・・色味を示し、赤はR、黄はY、緑はG、青はB、紫はPのようにして表示。

明度・・・色の明るさを示し、数値が10に近いほど明るい色、0に近いほど暗い色を表示。

彩度・・・色の鮮やかさを示し、無彩色を彩度0として、数値が増えるほど鮮やかな色を表示。

また、色には使用目的によっては「奇抜である」「周囲の景観に合わない」など向き不向きがあります。建築物などに使用する際の色の特徴は一般的に以下の通りです。

色	説明	色	説明
赤	まち中で目を引きやすい色。氾濫すると暑苦しい。	白	建築物によく使用される。日本の風土に向く。
黄	赤と同様、まち中で目を引きやすい色。	灰	
緑	建築物には向かない。	黒	まち中でよく使用される。アースカラーのため調和。
青	建築物にはあまり向かない。	茶	
紫	高尚なイメージがあるが、建築物には向かない。		

## 4. 街づくりへの支援

### 4 - 1. 地域街づくり協議会への助成(第16条)

相模大塚まちづくり協議会 100,000円

【内訳】地域街づくり計画の作成(専門家への謝礼、広報紙の印刷費など)

### 4 - 2. 地区街づくり推進団体への助成(第17条)

地区街づくり推進団体に対し、平成17年度は助成を行っていません。

### 4 - 3. 情報の提供等(第18条)

#### 4 - 3 - 1. 第12回街づくりフォーラムやまと

街づくりフォーラム...市民が街づくりに参加するためのきっかけづくりの場として開催するイベント。

と き	平成17年10月1日(土) 13:00~16:00
と ころ	保健福祉センターホール
テ ー マ	景観ってなに? ~みんなの夢つなご~
内 容	第12回街づくり賞表彰式 やまと景観教室「みんなで学ぼう やまとの景観」(寸劇) 小学生が描いた「やまと夢風景」絵画作品紹介 グループディスカッション「未来のやまとの景観を語ろう」ほか
特 徴	・小学生を取り込んだ企画の実施 ・来場者参加型のグループディスカッションの実施
参加者	約100名
主 催	第12回街づくりフォーラムやまと実行委員会、大和市
企画運営	・月2回の全体会議の他、担当ごとに集まり企画検討。  【ポスター】  【会議風景】  【フォーラム当日】
今後の予定	「景観」をテーマとした企画(9月開催予定)
H P	[街づくりフォーラム] - [第12回街づくりフォーラムやまと]

## 4 - 3 - 2 . 街づくり学校

街づくり学校...市民の自主的な街づくり活動に対する「学習の支援」として行う市民講座。

回数	全2コース(6月=基礎コース、11~12月=専修コース)
内容	2コースとも「景観」をテーマに実施
今後の予定	ゼミコース第二期(「景観」をテーマとして5月頃予定) 基礎コース第二期(「防災」をテーマとして10月頃予定)



### 基礎コース第一期

とき	平成17年6月(全2回)
ところ	大和駅周辺再開発事務所 会議室
テーマ	「景観」を楽しく学ぼう!! ~まちの色色ウォッチング~
参加者	31名
内容	<p>景観の基礎や色の知識を学習</p> <p>第1回 【日時】6月11日(土)9:30~15:30 【講師】志村直愛(関東学院大学講師) 【内容】・講義(景観の基礎知識を学習) ・まち歩き(まちの良い・悪い景観を探索して発表)</p>  <p>第2回 【日時】6月18日(土)9:30~15:30 【講師】菅孝能((株)山手総合計画研究所) 【内容】・講義(まちの色彩に関する基礎知識を学習) ・まち歩き(色に着目し、良い・悪い景観を探索して発表)</p> 
H P	[街づくり学校] - [基礎コース第一期(2005.6)]



### 専修コース第三期

と き	平成17年11月～12月(全3回)
と ころ	大和駅周辺再開発事務所 会議室
テ ー マ	街並み景観づくりのコツを学ぼう！ ～地域の景観ガイドラインの作り方～
参加者	15名
内 容	<p>実際の街並みや通りを題材とし景観ガイドラインづくりを学習</p> <p>第1回 【日時】11月19日(土)13:00～15:30 【講師】鈴木俊治(有)ハーツ環境デザイン 【内容】・講義(ガイドラインづくりに必要な知識を学習) ・ワークショップ「ガイドラインのイメージづくり」</p>    <p>第2回 【日時】11月26日(土)9:30～12:00 【講師】秋山千恵美(株)カラーワークス 【内容】・講義(色の使い方などを学習) ・実習(色見本を使用した、色に対するイメージづくり)</p>    <p>第3回 【日時】12月3日(土)9:30～15:30 【講師】鈴木俊治(有)ハーツ環境デザイン 【内容】・講義(現地調査のポイント) ・現地調査(大和駅銀座通り商店街を調査) ・模型・ガイドラインづくり (現地調査を元に現地模型を作成。模型で現地の状況を確認して問題点を検討し、ガイドラインを作成。)</p>   
H P	[街づくり学校] - [専修コース第三期(2005.11～12)]

### 4 - 3 - 3 . その他



#### どこでも講座「自分たちのまちを学ぶ」

どこでも講座...生涯学習によるまちづくり振興を図るために、職員が行う出前講座。

と き	平成17年7月8日(金)
と ころ	引地台中学校 体育館
参加者	引地台中学校 1年生(約250名)
内 容	総合学習の一環として、大和市とはどんなまちかを学習 ビデオ上映 講義(クイズ形式で大和市の特徴を紹介)



#### 「街づくりすと」の活動

街づくりすと...街づくり推進のため、市民により構成された市民リーダー。街づくり学校の全コース(基礎・専修・ゼミ)を修了することで、「街づくりすと」として登録可能。

登録者	10名
内 容	<p>街づくりフォーラム実行委員会(3名) 街づくりフォーラム実行委員として参加。中心的役割を担った。 「街づくりすと」の集い(5名) 景観づくりの参考にするために、景観づくりに先進的な取り組みを進める横須賀市と小田原市のイベントに参加</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>2月10日(金) イベント参加に当たっての事前説明(4名) 2月13日(月) 景観シンポジウム&lt;小田原市&gt;に参加(1名) 2月18日(土) 第11回景観フォーラム&lt;横須賀市&gt;に参加(4名) 2月25日(土) ・から「今後の大和市で活用すべき点」の検討のためにワークショップを実施。また、今後の街づくりすとの活動を話しあった。(5名)</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">    </div> <p>「街づくりサロン通信」の記事提供 上記の景観先進市イベント参加について記事提供</p>
今後の予定	<p>街づくりフォーラム実行委員として参加 街づくり学校の講師サポート 「街づくりサロン通信」の記事提供 行政との協働による事業のほか、主体的な活動も今後検討</p>



## 「街づくりサロン通信」の発行

街づくりサロン通信...街づくりに関する情報提供を目的とした広報紙。

配布	1回(第13号 3月9日発行)
配布先	庁内4部、学習センター5部、コミュニティセンター20部
今後の予定	平成18年度中に2回発行(予定)
H P	[街づくりサロン通信] - [第13号(06.03.09)]

### 4 - 4 . 街づくり専門家の派遣等(第19条)

街づくり専門家...都市計画や景観などに関する専門的な知識や経験を有する者。

派遣	内容	回数
市	街づくり学校の講師(5回)   志村直愛(基礎コース)  菅孝能(基礎コース)   秋山千恵美(専修コース)  鈴木俊治(専修コース)	6回
	庁内デザイン調整(1回) 鶴間台住宅建替えに際し、外壁やバルコニーの色彩計画についてアドバイスを受けた	
地域街づくり協議会	相模大塚まちづくり協議会の活動へのアドバイス (地域街づくり計画策定や啓発イベント等)	3回

相模大塚まちづくり協議会への派遣に関する費用は、協議会の活動費から支出

### 4 - 5 . 市街地開発事業への支援(第20条)

大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合 ・会議費、視察費等の運営経費	336,000円
---------------------------------------	----------

### 4 - 6 - 1 . 第12回街づくり賞

街づくり賞...快適な街づくりを推進し、大和らしいまちを創造することを目的に、地域の街づくりに貢献した活動、良好な空間や街並みを演出した個性的で魅力的な事例を表彰する制度。

部門構成の変更について

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 「個人表彰」        | } 「活動部門」に一本化 |
| 「団体表彰」        |              |
| 「まちのグッドデザイン賞」 | } 「事例部門」に一本化 |
| 「まちのアクセサリー賞」  |              |

応募	活動部門2件(2件受賞)、事例部門17件(6件受賞)	
表彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第12回街づくりフォーラムやまとの中で表彰(4-3-1.参照)</li> <li>・市長より賞状と記念品を受賞者へ贈呈</li> </ul>	
受賞事例	<p><b>活動部門</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>「大和駅前、未来きれい大作戦」 (地域はみんなの庭) ~ 中学生ボランティアを中心とするまち緑化・美化活動 ~ (大和東)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>「新道下ふれあい緑地」&lt;引地川河川敷&gt;開設・維持保全活動(福田)</p> </div> </div> <p><b>事例部門</b></p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 33%;"> <p>アムールホール・大長産業株式会社(深見西)</p>  </div> <div style="width: 33%;"> <p>山下邸</p>  <p>「階段状のアプローチ」(福田)</p> </div> <div style="width: 33%;"> <p>小泉歯科医院</p>  <p>「駐車場からのアプローチ」(福田)</p> </div> <div style="width: 33%;"> <p>ベルベ(大和)駅前店(大和東)</p>  </div> <div style="width: 33%;"> <p>カフェテリア「みなみ風」</p>  <p>大和スポーツセンター(上草柳)</p> </div> <div style="width: 33%;"> <p>三機自然環境園(ピオトープ)</p>  <p>三機工業(株)大和事業所(下鶴間)</p> </div> </div>	
今後の予定	街づくり賞候補事例の募集(第13回の募集締切りは6月末) 第13回街づくり賞の選定、表彰	
H P	[街づくり賞] - [第12回]	

## 5. その他

街づくり推進会議...街づくりに関する重要事項の調査審議することを目的に設置された、街づくり条例に基づく市の附属機関。

### 5 - 1. 街づくり推進会議

#### → 会議内容（5回開催）

	と き	主な内容
第1回	4月15日	・街づくり推進会議委員委嘱 ・報告（任期中の予定、平成16年度年次報告書など）
第2回	5月19日	・景観行政への取り組みについて ・街づくり賞の実施について
第3回	7月14日	・街づくり条例の見直しについて（その1）
第4回	9月7日	・第12回街づくり賞の選定
第5回	11月1日	・街づくり指導要綱の条例化について

#### → 街づくり推進会議委員（任期：平成17年4月1日～19年3月31日）

相原 聡（関係団体委員）	中林一樹（知識経験委員：会長）
石間 勇（市民委員）	並木直美（知識経験委員）
亀田陽子（市民委員）	成瀬房子（市民委員・街づくりすと）
古谷田文隆（地域街づくり協議会代表者）	野口 宏（関係団体委員）
志村直愛（知識経験委員：会長職務代理）	吉田洋子（知識経験委員）
菅 孝能（知識経験委員）	（50音順 敬称略）

#### → 今後の予定

みんなの街づくり条例の見直し  
景観行政・屋外広告物行政への取り組み  
市民の主体的な街づくりの推進

#### → HP

[街づくり推進会議]



#### 景観づくり豆知識

景観づくりはここがポイント！（「街づくり学校」基礎コース第1回・講義より）

景観に対してできるだけ早く、将来像を決める。将来像を決めた後は、達成に向けてあせらず、ゆっくりと進めていくことが大事である。

利便性や安全性などを追求した建物等と景観はしばしば対立することがある。この2点について、別々に考えるだけでなく、両方の視点に立って考えることが必要である。

景観には全国的な課題だけでなく、地域特有の課題もあることを把握する必要がある。

## 資料 1

## 地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

…平成17年度に定められたルール。

 地区計画

	名 称	告示日	背 景
1	渋谷北部地区地区計画	H11. 1.22	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
2	南林間駅西地区地区計画	H 8. 5.10	地元発意による商業活性化のため
3	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
4	渋谷南部地区地区計画	H11. 1.22	”
5	千本桜地区地区計画	H13. 7.16	地元発意による住環境保全のため
6	大和駅東側第4地区地区計画	H18. 2.27	市街地再開発事業に合わせて、良好な街並みの形成を図るため

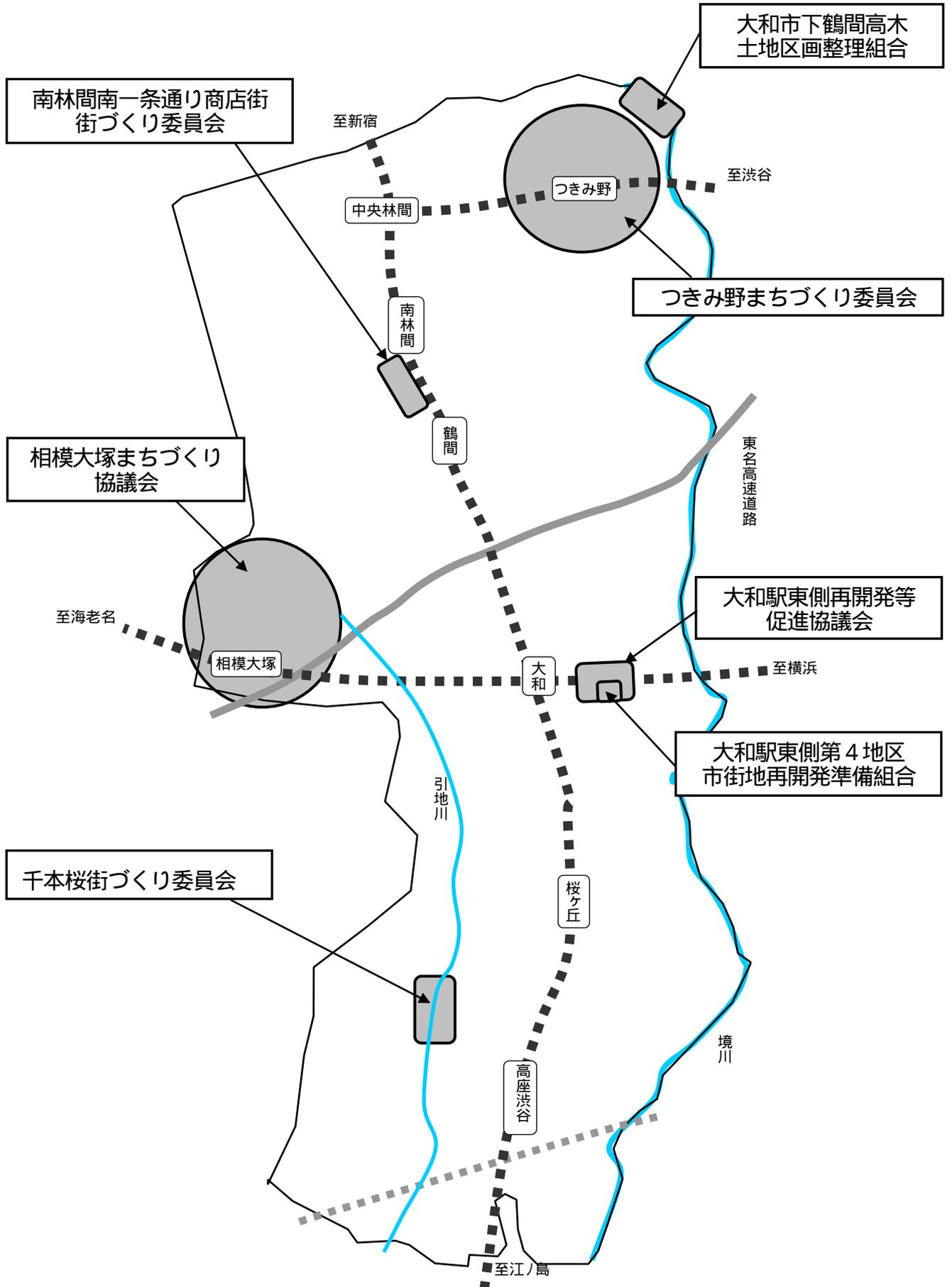
 建築協定

	名 称	公告日(期間)	背 景
1	相鉄上和田第3地区建築協定	H10.11.12(10年)	地元発意による住環境保全のため
2	つきみ野6丁目8番地建築協定	H12.12.12(10年)	”
3	つきみ野6丁目第1建築協定	H13. 6.15(10年)	”
4	つきみ野6丁目6番地建築協定	H13. 7. 5( 5年)	”
5	つきみ草建築協定	H13. 9.13(10年)	”
6	大和柳橋建築協定	H18. 3.14(10年)	分譲宅地開発のため
7	つきみ野6丁目7番地建築協定	H13.12. 7( 5年)	地元発意による住環境保全のため
8	つきみ野6丁目9番地建築協定	H 8. 8.29(10年)	”
9	つきみ野7丁目第2建築協定	H 8. 8.29(10年)	”
10	つきみ野7丁目第1建築協定	H 8.11. 1(10年)	”
11	プリアール南林間6丁目建築協定	H 8.12 .4(10年)	分譲宅地開発のため
12	つきみ野6丁目1番地地区建築協定	H 9. 7.10(10年)	地元発意による住環境保全のため
13	つきみ野6丁目5番地建築協定	H10.10. 2(10年)	”
14	西鶴間8丁目建築協定	H12. 5.23(10年)	分譲宅地開発のため
15	鶴間台6区建築協定	H14. 7.22(永年)	住宅地としての環境の維持増進のため
16	コートアベニューつきみ野建築協定	H14.12. 9(10年)	分譲宅地開発のため
17	つきみ野8丁目13番地建築協定	H15. 4. 1(10年)	地元発意による住環境保全のため
18	あきしの台分譲地建築協定	H17.10.19(10年)	分譲宅地開発のため
19	つきみ野一丁目第三建築協定	H17.11.17(10年)	地元発意による住環境保全のため

 街づくり協定

	名 称	締結日	認定日	背 景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11.6.22	H11.7.14	地元発意による商業活性化のため

街づくり組織等位置図



## 大和市みんなの街づくり条例(平成10年3月26日公布)

## 目次

- 第1章 総則(第1条~第7条)
- 第2章 地域街づくり協議会(第8条・第9条)
- 第3章 地区街づくり推進団体(第10条・第11条)
- 第4章 街づくり協定(第12条)
- 第5章 開発事業(第13条~第15条)
- 第6章 街づくりへの支援(第16条~第22条)
- 第7章 雑則(第23条・第24条)
- 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 本市内において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 地区 地域における一定の区域をいう。
- (3) 住民等 地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

## (基本理念)

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

## (市民の責務等)

第4条 市民は、前条に定める街づくりの基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

## (市の責務)

第6条 市は、基本理念のっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念のっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

3 市は、基本理念のっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

## (地区計画、建築協定等の活用)

第7条 市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画(法第12条の4

1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。)、建築協定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。)及び第12条に規定する街づくり協定を活用するように努めなければならない。

## 第2章 地域街づくり協議会

## (地域街づくり協議会)

第8条 市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。

- (1) その構成員が住民等であること。
- (2) その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

## (地域街づくり計画)

第9条 市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりに推進するために地域の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定することができる。

- 2 地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

## 第3章 地区街づくり推進団体

## (地区街づくり推進団体)

第10条 市長は、地区の街づくりに推進することを目的とした団体で、別に定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することができる。

- 2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなければならない。

## (地区街づくり方針)

第11条 市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりに推進するために定めた活動の具体的な方針を、地区街づくり方針として認定することができる。

- 2 地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

#### 第4章 街づくり協定

- 第12条 市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することができる。
- 前項の規定による認定を受けようとする住民等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
  - 市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
  - 市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
  - 市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができる。

#### 第5章 開発事業

(開発事業の協議等)

- 第13条 次の各号に掲げる事業(以下「開発事業」という。)のいずれかを行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、開発事業を行う前に、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、法第4条第15項に規定する都市計画事業については、この限りでない。
- 法第4条第12項に規定する開発行為で、法第29条に規定する許可を要するもの
  - 大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例(平成9年大和市条例第9号)第2条第1号に規定する中高層建築物の建築
  - 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の協議に当たっては、良好で安全な市街地を形成するために必要となる指導及び助言をすることができる。

(勧告)

- 第14条 市長は、開発事業者が前条第1項の規定による協議に応じない場合又は同条第2項の指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該開発事業者に対し、協議に応じ又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

- 第15条 市長は、開発事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該開発事業者の意見を聴いたうえで、当該事実を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、推進会議の意見を聴かなければならない。

#### 第6章 街づくりへの支援

(地域街づくり協議会への助成)

- 第16条 市長は、地域街づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(地区街づくり推進団体への助成)

- 第17条 市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

- 第18条 市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

- 第19条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

- 第20条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

- 第21条 市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

- 第22条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動及び街づくりの事例を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

#### 第7章 雑則

(年次報告)

- 第23条 市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。)及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する

別表に次のように加える。

大和市街づくり推進会議	大和市みんなの街づくり条例(平成10年大和市条例第7号)の規定に基づき、街づくりに関する基本的事項又は重要事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は街づくりの推進に関する事項につき、市長に意見を述べる。	13以内
-------------	--	------

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(省略)

平成17年度街づくり年次報告書

---

発行 大和市

編集 大和市 都市部 都市整備課 街づくり推進担当

住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1

TEL 046-260-5483

FAX 046-264-6105

E-Mail [t-seibi@city.yamato.lg.jp](mailto:t-seibi@city.yamato.lg.jp)

URL <http://www.city.yamato.lg.jp/t-seibi/index.htm>

発行日 平成18(2006)年4月

---